

# 議 案

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| 議案第1号            |   |
| ヤマドリの雄の狩猟（案）について | 1 |
| 議案第2号            |   |
| キツネの狩猟（案）について    | 3 |

## 議案第1号

ヤマドリの雄の狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定による千葉県独自の捕獲制限（捕獲期間の制限）を実施する。

## ヤマドリの雄の狩猟（案）について

### 1 内容

平成30年度狩猟期をもって狩猟による捕獲制限（1月16日から2月15日まで捕獲禁止）が終了したため、引き続き5年間捕獲制限を延長したい。

### 2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項  
（都道府県による捕獲等の禁止及び制限）

### 3 期間

令和2年から令和6年までの毎年1月16日から2月15日まで  
（令和元年度狩猟期から令和5年度狩猟期まで）

### 4 理由

ヤマドリは、日本にのみ生息し、その亜種であるウスアカヤマドリは、房総半島、紀伊半島、佐渡および四国南部に生息している。

ヤマドリは主要な狩猟鳥であるが、捕獲による生息数の減少が懸念されたため、本県では昭和45年から、11月15日から2月15日までの狩猟期間のうち、1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を行った。

その後、昭和50年から、国が全国一円でヤマドリの雌を捕獲禁止とする制限を行ったため、本県においては同年以降、ヤマドリの雄について捕獲期間の制限を行い、以後5年ごとにこの措置を更新している。

この間、県ではヤマドリの増殖を図るため、昭和53年から本県の在来種であるウスアカヤマドリ（県内で捕獲した卵から増殖）を鳥獣保護区等に放鳥し、生息数の回復を図ってきたものの、各種調査の結果により、未だ回復には至っていないものと考えられる。

また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックには、平成11年度に発行された初版でカテゴリーC（要保護生物）に位置付けられ、現在までランクの変動はない。

このことから、引き続き令和元年度狩猟期から令和5年度狩猟期までの5年間、この措置を延長したい。

## 議案第2号

### キツネの狩猟（案）について

別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定による千葉県独自の捕獲制限（捕獲等の禁止）を実施する。

## キツネの狩猟（案）について

### 1 内容

令和元年10月31日をもって狩猟による捕獲制限（捕獲の禁止）の期間が終了するため、引き続き5年間捕獲制限を延長したい。

### 2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項  
（都道府県による捕獲等の禁止及び制限）

### 3 期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

### 4 理由

キツネは、北海道から九州まで広く分布し、本州には亜種のホンドギツネが生息している。

平成8年度に狩猟者に対してアンケート調査を実施したところ、県内には広い範囲に分布するものの、生息数は極めて少ないとの結果が出た。

この結果を受け、キツネの保護を図るため、平成11年11月1日から5年間、捕獲を禁止する措置を行い、その後3回更新しているところである。

この間の各種調査によると、目撃件数、地域が増え、分布が拡大傾向にあることが示唆されているものの、キツネは広域の給餌面積を必要とするテリトリー性の種で、シカやイノシシと異なり生息密度が高くなりにくいことから、分布が回復傾向にあるとはいえ、生息密度は依然として低いと考えられ、数頭の捕獲であっても、地域個体群の維持に大きな影響を与えることが推測される。

また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックには、平成11年度に発行された初版でカテゴリーB（重要保護生物）に位置付けられ、現在までランクの変動はない。

このことから、引き続き令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間、この措置を延長したい。